

法定外公共物占用許可申請について

1. 法定外公共物占用工事を行うときは、事前に建設課 地域整備係と協議を行い、許可を受けてから実施すること。
2. 提出書類は、「法定外公共物占用等許可申請書」、「法定外公共物占用等許可書」の2部(添付書類2部)とする。
3. 申請が必要となる例について、下記による。
 - ① 上水道管・下水道管を埋設する場合。
 - ② 電柱をたてる場合。
 - ③ 電線類を埋設する場合。
 - ④ ガス管を埋設する場合。
 - ⑤ 電線などが法定外公共物の上にある場合。
 - ⑥ バスの停留所の標識又は公共施設の名称若しくは場所を示す標識を設置する場合。
 - ⑦ 街灯、出入りに要する法定外公共物を使用する場合。
 - ⑧ 工事の際に使用する、工事用足場や看板および敷鉄板を設置する場合。
 - ⑨ 地域の防災倉庫やゴミ置き場を設置する場合。(速やかに撤去できるものであること。)
 - ⑩ 恒例による祭典のために臨時に物を設置する場合。
 - ⑪ 工作物を新築し、改築し、又は除去する場合。
 - ⑫ 流水水面又は敷地を占用する場合。
 - ⑬ 流水を利用するためこれを停滞し、又は引用する場合。
4. 添付書類は下記を基本とし、その他必要な書類を添付すること。

<p>(1) 新設及び数量変更の場合</p> <ol style="list-style-type: none">① 位置図② 公図の写し③ 平面図④ 縦横断面図⑤ 構造図⑥ 現況写真⑦ その他指示する書類	<p>(2) 工期変更等の場合</p> <ol style="list-style-type: none">① 位置図② 前回許可書の写し③ その他指示する書類
---	--
5. 構造等詳細については、建設課 地域整備係であらかじめ協議すること。
6. 許可を受けてから工事着手3日前までに着手届を提出し、完了時には、完了届を必ず提出すること。